○近畿地方整備局告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　相楽都市計画道路事業三・一・十七号東中央線及び三・五・十三号木津加茂線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月二十九日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　京都府木津川市大字木津小字初田、大字鹿背山小字青渕、鹿背山青渕、鹿背山鹿口、鹿背山西大平、鹿背山東大平、鹿背山当田、鹿背山塩田、木津東小林、木津白口、山城町上狛森ノ前及び山城町上狛洞ヶ谷地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員 延長	備考
田辺市稲成町字新江原三一五〇番から同市芳養町字サビ七番一まで	前 C	九・二〇〇メートル～四七・〇〇〇メートル　二五・〇〇〇キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	三三・〇〇〇メートル～四七・〇〇〇メートル　一・四四七キロメートル	
	A	九・二〇〇メートル～三三・〇〇〇メートル　五・四二〇キロメートル	
	後 D	九・二〇〇メートル～一二五・〇〇〇メートル　一・五七六キロメートル	
	C	四七・〇〇〇メートル～一四一・〇〇〇メートル　四・一〇二キロメートル	
	B	四七・〇〇〇メートル～一四一・〇〇〇メートル　四・一〇二キロメートル	
	A	四七・〇〇〇メートル～一四一・〇〇〇メートル　四・一〇二キロメートル	
	D	一二五・〇〇〇メートル～一四一・〇〇〇メートル　一五・八〇二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　相楽都市計画道路事業三・一・十七号東中央線及び三・五・十三号木津加茂線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月二十九日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十五年建設省告示第千百九十八号山口都市計画公園事業九・六・一維新百年記念公園

三　事業施行期間　自昭和五十五年六月二十三日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第六十一号

旭川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和四十二年十二月一日建設省告示第三千九百七十号を次のように改正する。

関係図面のうち第十四号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省中国地方整備局及び同局岡山河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

中国地方整備局長　福田　功

（図面省略）

○中国地方整備局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員 延長
福山市津之郷町大字津之郷字小森一〇九番一から同市津之郷町大字津之郷字小森一一〇番五まで	前	一七・八〇〇メートル～二九・二〇〇メートル　〇・〇五一キロメートル
	後	二二・〇〇〇メートル～三〇・六〇〇メートル　〇・〇五一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	福山市津之郷町大字津之郷字小森一〇九番一から同市津之郷町大字津之郷字上開地二五八番四まで	中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十九日

○四国地方整備局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

四国地方整備局長　足立　敏之